

豊川市重層的支援体制整備事業の 実施方針について（案）

1 重層的支援体制整備事業

(1) 重層的支援体制整備事業とは

重層的支援体制整備事業とは、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを生かし、困窮、高齢、障害、子育てといった分野別の支援体制では対応しきれないような地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、これまでそれぞれの属性ごとにあった予算を一体化し、「属性を問わない相談支援」「社会参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

■重層的支援体制整備事業における各事業の概要

事業	概要
包括的相談支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第1号)	<ul style="list-style-type: none">・属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める・支援機関のネットワークで対応する・複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ
参加支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第2号)	<ul style="list-style-type: none">・社会とのつながりを作るための支援を行う・利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる・本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
地域づくり事業 (社会福祉法第106条の4第2項第3号)	<ul style="list-style-type: none">・属性や世代を超えて交流できる場や居場所を整備する・交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする・地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 (社会福祉法第106条の4第2項第4号)	<ul style="list-style-type: none">・支援が届いていない人に支援を届ける・会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見つける・本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
多機関協働事業 (社会福祉法第106条の4第2項第5号)	<ul style="list-style-type: none">・市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する・重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす・支援関係機関の役割分担を図る

(2) 事業実施に向けた取り組み

重層的支援体制整備事業の創設にあわせ、事業を実施しようとする市町村がその体制に円滑に移行できるよう、本格実施に向けた準備と試行的な取り組みを行う、「重層的支援体制整備事業への移行準備事業」が、国において同時に創設されました。本市は、本事業の実施を目指し、令和3年度から移行準備事業に取り組むことで、支援の提供体制の検討を進めました。

令和3年度から令和4年度の取り組みとして、市内の高齢者相談センター（地域包括支援センター）に配置されたコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」という。）が、地域住民からの分野を問わない相談の受け止め役となり、関係する相談支援機関等へつなぐ、「多機関協働による包括的支援体制構築」と「相談支援機関間等の連携」を中心とした取り組みを実施しました。

また、令和3年度にCSWが受け付けた1,346件の相談のうち、支援が必要な世帯として登録された事例における課題の内訳を見ると、相談の内容が既存の制度の分野にそのまま該当しない、または、複数の分野にまたがるため、「その他」として登録された事例が697件であり、登録件数全体892件の78.1%を占めているという結果からも、地域住民の抱える課題が複雑化・複合的していることが分かります。

■令和3年度CSW相談対応実績(課題別登録状況)

各種登録状況

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
基本 情報 種別	独居高齢者	3	3	1	0	2	1	1	0	3	0	2	0	16
	高齢世帯	1	3	2	0	0	4	4	0	2	1	3	2	22
	要介護高齢者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	4
	一般高齢者	0	0	3	4	3	2	0	0	0	0	1	4	17
	身体障害者	0	5	2	0	3	3	2	2	3	0	2	2	24
	知的障害者	0	0	2	0	0	0	0	1	1	0	1	0	5
	精神障害者	0	3	4	0	2	0	2	3	1	0	2	2	19
	児童	0	0	1	2	0	0	0	1	4	1	0	0	9
	低所得者	8	8	6	4	5	5	1	1	3	2	4	3	50
	生活保護世帯	3	3	3	0	2	2	3	5	0	1	4	3	29
	その他	55	68	72	73	56	76	65	61	48	40	39	44	697
	合計													892

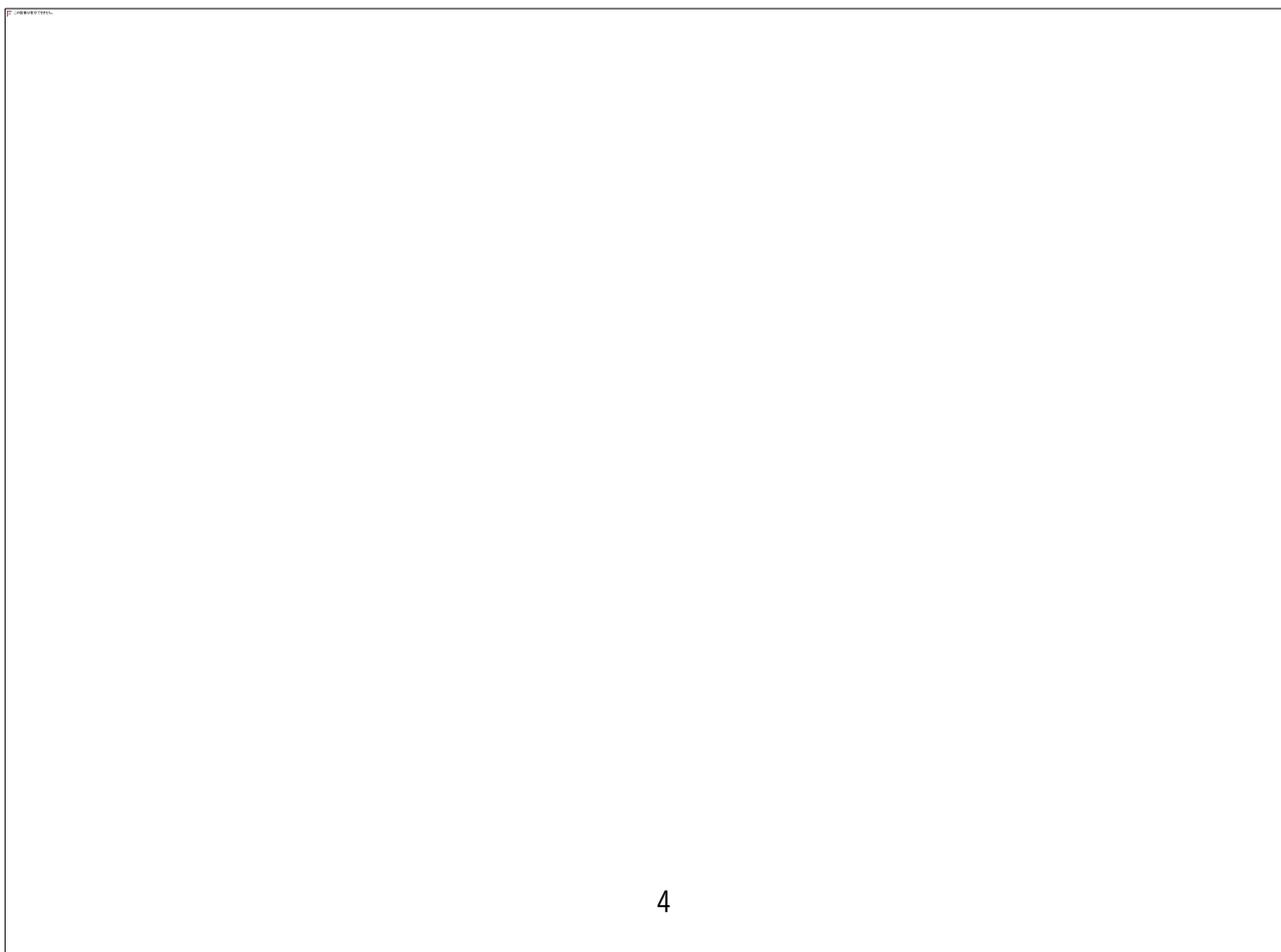
2 豊川市における重層的支援体制整備事業の提供体制

『「重層的支援体制整備事業」は、既存のものとは別の新しい相談支援機関、地域の拠点を設けることが目的でなく、既存の支援機関等の機能や専門性を生かし、相互にチームとして連携を強めながら、市町村全体の支援体制をつくる』という事業の基本理念に基づき、「第4次地域福祉計画」策定の市民アンケート調査結果や、移行準備事業での検証結果を考慮して、令和5年度から実施する本市の支援提供体制を次のとおりとします。

(1) 包括的相談支援事業

これまでの体制では、各分野の事業の財源が異なっていて支援対象者が限定される、分野を超えた支援の調整役がないなど、組織と制度の壁となり、連携が届かない、横串を通した支援が難しいなどの課題があります。また、複雑化・複合化した課題を抱えた相談者にとっては、どこに相談していいのか分からない、複数の窓口で何度も説明しないといけないといった不便さがありました。市民アンケート調査の結果を見ると、認知度が高い相談窓口は「高齢者に関する相談窓口」としての地域包括支援センターが全体の47.1%と最も高くなっています。また、相談しやすい窓口は、「他の機関などに連携し、最適な相談窓口を紹介してくれる」「土日祝日や夜間など都合のよい時間に相談できる」「相談内容に関わらず、一つの窓口で相談ができる」「行きつけの場所や地域の身近な場所で気軽に相談ができる」といった窓口が望まれていることが分かりました。

【これまでの相談窓口】



これらのことから、事業に規定される4つの相談窓口のうち、地域住民から「高齢者の相談窓口」として認知度が高い、住民の身近な相談窓口である「高齢者相談センター」の呼称を「福祉相談センター（仮称）」へ変更し、分野を問わない「福祉の相談窓口」とします。

さらに、市役所においては、生活困窮者自立支援事業として、平成27年度から庁内連携の取り組みや、支援機関とのネットワーク構築を進めている福祉課生活支援系の相談窓口を、相談先の分からない福祉に関する相談の受付及び支援の案内役とします。

この窓口では、相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行います。また、既存の支援方法や相談窓口単独では解決が難しい場合には、多機関協働事業の担当である福祉課やCSWへつなぎます。さらに、障害、子どもなど、その他の相談窓口においても、相談内容が単独の支援では対応できない、複合化した課題であった場合には、相談内容を丁寧に聞き取り、相談記録を作成して多機関協働事業につなぐことで、途切れることのない支援を実施します。



No.	施策	
1	「福祉相談センター(仮称)」(地域包括支援センター)の運営【拡充】	
	所管課	介護高齢課
	事業内容	介護保険法第115条の46の規定に基づき、高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防ケアプランの作成などのさまざまな支援を行います。 重層事業においては、地域住民の身近な相談場所として、また、分野を問わない相談の受け手となり、センターに配置された多機関協働事業の担当であるCSWと協働して、複合化した問題を抱える相談者に対応します。
	主な支援対象者	65歳以上の高齢者等
	実施方式	委託
	設置	・市内4圏域へ各1ヶ所センターを設置 ・市内6ヶ所に出張所を設置
2	生活困窮者自立相談支援事業【変更】	
	所管課	福祉課
	事業内容	生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行います。また、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対するさまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とします。 令和5年度の重層事業開始後は、これまでの庁内連携への取り組みで培った支援機関とのネットワークを活用し、どこの部署に相談しているのか分からない課題を持つ住民の相談窓口として対応します。また、既存の支援機関とのネットワークで対応できない、複雑化・複合化した問題に対しては、多機関協働事業の担当として令和5年度より新たに市へ配置するCSW「地域共生推進員(仮称)」と連携し、支援担当部署へつなぎ、連携して、途切れない支援を実施します。
	主な支援対象者	主に生活困窮者など、経済的に孤立する者等
	実施方式	直営
	設置	市役所
3	相談支援事業	
	所管課	福祉課
	事業内容	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第2条に基づき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供給することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

	主な支援対象者	障害者等
	実施方式	委託：豊川市社会福祉協議会 他
	設置	・基幹相談支援センター…1ヶ所 ・障害者相談支援事業…6ヶ所
4	利用者支援事業	
	所管課	子育て支援課（基本型）、保健センター（母子保健型）、保育課（特定型）
	事業内容	<p>子ども・子育て支援法第59条第1号に基づき、子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。</p> <p>事業実施にあたっては、基本型、母子保健型、特定型との間で連携を図るため、月に一度連絡会議を開催し、情報共有しながら相談支援を実施します。</p> <p>【基本型】 さまざまな事情により外出が困難な家庭にお伺いして相談を受けています。地域の児童館へ巡回相談もしています。 子育て中の悩みや心配事に対し、保育士資格を持つ専門員が子どもとの関わり方、遊び方などのアドバイスをしています。 また、必要な子育て支援を紹介する等、関係機関と連携して子育てを応援します。</p> <p>【母子保健型】 妊産婦の総合相談窓口として保健師、助産師、看護師の母子保健コーディネーターを配置し、妊産婦の不安や育児に関する様々な相談に対応し、必要な情報提供や支援サービスの調整等妊娠期から切れ目なく支援します。</p> <p>【特定型】 子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じ、それぞれの家庭の状況や要望に沿った保育サービスの情報提供や助言等を行います。保育士の資格を持つ保育コンシェルジュが、入園にあたっての不安や疑問等の相談を受け付けます。</p>
	主な支援対象者	子ども及びその保護者等
	実施方式	直営
	設置	子育て支援センター（基本型）、保健センター（母子保健型）、保育課（特定型）

(2) 参加支援事業

「多機関協働事業」「地域づくり事業」と一体的に実施する事業として、重層的支援会議の開催等により、支援が必要な地域住民のニーズや課題などを丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを図ります。また、新たに社会資源に働きかけ、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくりだします。

本市では、「多機関協働事業」の担い手でもある、福祉相談センター（仮称）に配置されたCSWと、新たに市に配置される地域共生推進員（仮称）及び福祉課職員が支援関係機関等と連携して、「アウトリーチ事業」を活用した伴走型支援により信頼関係を構築し、本人のニーズを丁寧にアセスメントした上で社会とのつながりを支援し、本人と地域の社会資源やサービスにつなぎます。

No.	施策	
1	参加支援事業【新規】	
	所管課	福祉課
	事業内容	市及び福祉相談センターに配置されたCSWを中心として、参加支援事業に必要な事業者等への働きかけを行い、資源の新たな組み合わせなども行いながら、新たな支援の拡充等を図ります。また、重層的支援会議においては、柔軟に本人や世帯のニーズや状態に合った形で社会参加に向けた支援メニューをつくりだします。参加の場や働く場とのマッチングの際には、受け入れ先の状況もアセスメントした上でマッチングを行います。
	実施方式	直営・委託
	設置	市役所…福祉課職員 地域共生推進員（CSW） 福祉相談センター…CSW

(3) 地域づくり事業

市町村において、困窮、高齢、障害、子育ての各法等に基づく地域づくり事業を一体的に行うことにより、身近な生活圏域において、「地域住民が地域社会に参加する機会を確保するための支援」、「地域生活課題の発生の防止又は解決にかかる体制の整備」、「地域住民相互の交流を行う拠点の開設」等を行います。

本市では、「生活支援体制整備事業」の生活支援コーディネーター（CSWと兼務）及び「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」の地域共生推進員（仮称）を中心として、既存事業の対象の拡大及び相互連携による、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備します。（多様な「場」づくり）

また、地域住民等と一緒に、地域資源の把握や不足するサービス支援の創出、ボランティア等の担い手の発掘や育成、地域住民に対する活動の普及啓発など、「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせます。（つなぎ・コーディネート役割）

No.	施策	
1	生活支援体制整備事業【拡充】	
	所管課	福祉課
	事業内容	福祉相談センターに配置された生活支援コーディネーター（CSW）が、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加する中、医療、介護のサービス提供のみならず、NPO、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化を図ります。 令和5年度からは、第1層及び第2層協議体を属性や世代など分野を問わない地域づくり・生活支援サービスの検討や施策決定の場として、地域づくり事業を推進します。 【生活支援コーディネーターの主な取り組み】 ・社会資源・生活支援ニーズの把握・共有・普及啓発 ・地域住民活動との協働と支援 ・配慮の必要な人等の居場所づくり、既存制度の居場所の連携構築、既存資源の活用支援 ・困り事に対する課題解決の検討支援 ・地域住民の活動やボランティア活動、活動の担い手の発掘支援 これらの取り組みを通じて地域住民の生活を支えるさまざまなサービスの基盤整備を進めます。
	主な支援対象者	65歳以上の高齢者等
	実施方式	委託
	設置	福祉相談センター…生活支援コーディネーター（CSW）
2	地域介護予防活動支援事業	
	事業内容	身近な地域において介護予防に必要な活動場所がないことや活動グループ、活動の指導者がいないなど地域によって偏りがあることから、さまざまなニーズに応じた介護予防活動の地域展開を目指して、住民主体の

		通いの場等の活動を支援するほか、介護予防に役立つ多様な地域活動組織の育成に向けた取り組みを推進します。
	主な支援対象者	65歳以上の高齢者等
	実施方式	直営
	設置	市役所
3	地域子育て支援拠点事業	
	所管課	子育て支援課
	事業内容	子育て支援センター、つどいの広場、児童館など親子が気軽に集まることができる地域の拠点となる事業・施設において、子育て不安に対する相談や子育てサークルへの支援等、地域の子育て家庭に対する支援を行う事業です。子育て支援センター（1ヶ所）、つどいの広場（1ヶ所）及び児童館（11ヶ所）において実施しています。
	主な支援対象者	子ども及びその保護者等
	実施方式	直営・委託
	設置	子育て支援センター・つどいの広場（プリオ）・児童館
4	地域活動支援センター事業(機能強化事業)	
	所管課	福祉課
	事業内容	地域に暮らしている障害者や障害児が地域で孤立しないように、「昼間の居場所」や「生きがいづくり」のために、創作活動や生産活動の機会などを提供します。また、地域社会とのつながりを持てるようにサポートする役割も担います。
	主な支援対象者	障害者等
	実施方式	委託
	設置	2ヶ所
5	生活困窮者支援等のための地域づくり事業【新規】	
	所管課	福祉課
	事業内容	地域において、生活困窮者だけでなく、属性や世代を超えた地域コミュニティの場を形成する「居場所づくり」や、行政や地域住民、NPO法人等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開などを進めます。福祉課に配置された地域共生推進員（仮称）が中心となり、モデル地区を定め、地域の特性を生かした地域づくり事業を実施します。
	主な支援対象者	生活困窮者等
	実施方式	直営・委託
	設置	市役所…福祉課職員 地域共生推進員（CSW）

(4) アウトリーチ事業

必要な支援が届いていない人や、支援につながることに拒否的な人などに支援を届け、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行い、必要な支援を届けます。

本市では、市及び福祉相談センター（仮称）に配置されたCSWを中心とし、支援関係機関等や地域と連携して、支援が必要な方とのつながりづくりに力点をおきます。

No.	施策	
1	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業【新規】	
	所管課	福祉課
	事業内容	市及び福祉相談センターに配置されたCSWが、支援を拒否しているなどセルフネグレクトの状態にあるなどして、必要な支援が届いていない方の把握に努め、多機関協働事業の「支援会議」につなぐことなどにより、支援を届けます。本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに力点をおきます。また、多機関協働事業にて支援が実施されている方についても、継続的なつながり、支援が適切に実施されているか、新たな課題が発生していないかなどの情報収集に努めます。
	実施方式	委託
	設置	市役所…地域共生推進員（CSW） 福祉相談センター…CSW

(5) 多機関協働事業（多機関協働による包括的支援体制構築事業）

多機関協働事業は、既存の相談支援機関をサポートするとともに、支援に関わる関係者の連携の円滑化を図ることで、本市における包括的な支援体制を構築します。単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整の場として、「重層的支援会議」や「支援会議」を実施して、各部局ができることを検討し、役割分担による、途切れのない支援を届けます。

No.	施策	
1	多機関協働事業【新規】	
	所管課	福祉課
	事業内容	市及び福祉相談センターに配置されたCSWを中心として事業を実施します。支援関係機関等の相談窓口で受けた事例のうち、従来の分野別の支援方法では解決できない、複雑化・複合化した事例について、多機関協働事業の要請を受け、「重層的支援会議」の開催等により、支援関係機関等の役割分担・支援の方向性の決定や、各分野の地域資源を活用した参加支援事業、アウトリーチ事業を組み合わせた支援プランを作成し、適切な支援につなげます。

	<p>また、地域や支援関係機関等が課題を把握していながらも、支援につながっていない方に対しては、「支援会議」の開催により個々の事業の情報共有や必要な支援につなげる検討を行います。</p> <p>福祉相談センターに配置されたCSWは、センター窓口で受け付けた相談のうち、センター単独では対応が困難な事例について、福祉課及び支援関係機関等と調整を図り、多機関協働事業による支援を実施します。</p> <p>福祉課に配置されたCSWは、福祉課職員と協働して、各相談窓口や支援関係機関等が受け付けた、複雑化・複合化した課題をもつ事例への対応の総合的な調整役・相談役となり、重層的支援会議・支援会議の開催に必要な調整や、各支援機関等及び福祉相談センター配置のCSWへ適切な役割分担を図りつつ、これらと連携して多機関協働事業を実施し、地域全体での包括的な支援体制を構築します。</p>
実施方式	直営・委託
設置	市役所…福祉課職員 地域共生推進員（CSW） 福祉相談センター…CSW

■支援会議・重層的支援会議とは

名称	会議内容	役割
支援会議	<p>社会福祉法第106条の6に規定された会議であり、参加者に守秘義務を設けることで、潜在的な相談者に支援を届けられるよう、<u>本人の同意がない場合にも情報共有に基づく支援の検討等が可能とすることができ</u>ます。なお、本人から情報共有の同意が得られた後は、重層的支援会議に移行します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・気になる事案の情報提供・情報共有 ・課題の早期発見による予防的措置 ・見守りと支援方針の理解 ・緊急性がある事案への対応
重層的支援会議	<p>重層的支援体制整備事業の中で規定される会議であり、<u>関係機関との情報共有にかかる本人同意を得たケースに関して</u>、多機関協働事業として実施し、支援関係機関間の連携やプランの適切さ、支援の終結、資源の把握や創出等について検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・プランの適切性の協議 ・支援提供者によるプランの共有 ・プラン終結時等の評価 ・社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

3 ロードマップ（中長期的な事業の見通し）

■ロードマップ

